

センターだより 第5号

発行：かほく市消費生活センター
発行日：令和3年12月



契約が成立するのはいつ？

令和3年9月 大海小学校



【かしこい消費者になろう】

令和3年9月大海小学校、10月金津小学校において、『持続可能な暮らしへ物やお金の使い方（5年生家庭科）』の授業を行いました。

また、11月大海小学校3・4年生の授業で、消費生活サークルひだまりの協力のもと、お金の大切さについてお話をしました。



ペットボトルは何からできている？

令和3年10月 金津小学校



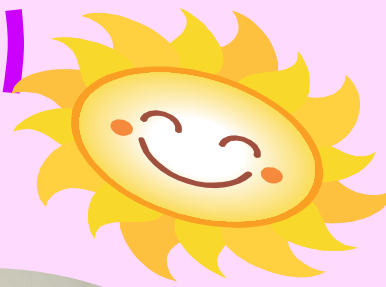
商品についているマークの意味は？



紙芝居「たいせつな おやくそく」

令和3年11月 大海小学校

かほく市消費生活サークル ひだまり 啓発活動紹介



《金融教育》

令和3年度、新たに子ども向けのオリジナル紙芝居を作成し、かほく市の将来を担う子ども達を対象に、年齢に応じた金融教育を実施しました。



7/27 宇ノ気第3

新作



『お金の学習』

パネルシアター・紙芝居・ジャンボカルタ

《学童保育クラブ》



7/21 七塚



7/27 宇ノ気第3



7/29 高松



7/30 外日角



8/3 宇ノ気第1,2



8/6 金津



8/19 大海



絵本の世界

『はらぺこあおむし』

親子で楽しく学ぶ

石川県金融広報委員会の協力で、金融リテラシークイズや最近の相談事例について学び、絵本「はらぺこあおむし」の読み聞かせの後、オリジナルタンブラーの作成をしました。



10/1 高松子育て支援センター



11/25 宇ノ気子育て支援センター

《出前講座》



7/21 大崎敬和会



11/2 遠塚しあわせ会

寸劇

『あなたのキャッシュカードが狙われていますよ』

金融機関や警察が、暗証番号を聞いたりすることは絶対にありません。直接、キャッシュカードを預かったりすることもあります。市役所や金融機関の職員から電話があったときは、第三者に相談するか、直接自分で市役所や金融機関に確認しましょう。



《消費者被害撃退キャンペーン》

メンバー募集

ひとこと

私たちは、消費者被害防止を呼びかける活動をととして、誰でも気軽に声をかけていただける「ひだまり」のようでありたいと思い、各種団体の研修会や敬老会などで、寸劇やクイズなどの啓発活動に取り組んでいます。

自らも楽しく学習したり、レッツ・わん・アクションと題して、自分で企画した独自の活動も積極的に取り組んでいます。

私たちと一緒に活動してみませんか。



6/23 大阪屋ショップにて



6/24 Aコープにて

令和3年度消費者カアップセミナー

令和3年11月18日、公正取引委員会事務局中部事務所取引課の「安く良い商品が買えるワケ～暮らしに身近な競争と表示のはなし～」をオンラインで学びました。



その後、かほく市消費生活センター島田相談員より、消費者トラブルについて説明し「消費者カレンダー」を作成しました。

令和3年度 消費者標語入賞作品

<p>最優秀賞</p> <p>「要りません」 自分を守る 合言葉</p> <p>高松中学校3年 宮古 汰一さん</p>	<p>優秀賞</p> <p>その契約 責任負うのは もう自分</p> <p>宇ノ気中学校3年 小野川 優利さん</p>	<p>優秀賞</p> <p>そのポタン クリックしても 大丈夫？</p> <p>宇ノ気中学校3年 角田 磨生さん</p>
<p>佳作</p> <p>気をつけよう ネットのトラブル すぐそに</p> <p>宇ノ気中学校3年 今村 花香さん</p>	<p>佳作</p> <p>後払い そんなに使って 大丈夫？</p> <p>宇ノ気中学校3年 大坊 悠真さん</p>	<p>佳作</p> <p>大丈夫？ あやしい時こそ 相談を</p> <p>高松中学校2年 宇野 秀翔さん</p>

「保険が使える」にご注意!!

〈相談事例〉

「火災保険を使って家を修理しないか。保険金の申請手続きを手伝う。」と言われ依頼したところ、高額なサポート料を請求され、残額で修理できない。

火災保険で修理できます



〈アドバイス〉

保険金の請求は自分自身でできます。まず、加入している保険会社や代理店などに相談しましょう。

かほく市消費生活センター

076-283-7144

守ります な・い・し・ょ

時間 (月～金) 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)